

令和3年度

事業計画書



社会福祉法人

鵜川慶寿会

令和3年度 事業計画書目次

経営理念・基本方針・運営方針・事業方針	1
事業内容	2
特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑	
事業方針	4
事業内容	5
1. 稼働率向上の経営	5
2. 各種会議の実施	5
3. 各委員会活動の実施	5
4. 研修・学習事業の推進	6
5. 相互協力による介護サービスの提供	7
6. 看取りケアへの取り組み	7
7. 健康・感染予防	7
8. リハビリと余暇活動	8
9. 食事の取り組み	8
10. 年間行事計画	9
11. 感染症や災害への対応力強化	9
12. 整備計画	9
高齢者グループホームふきのとう	
事業方針・運営方針・事業内容	10
1. サービスの質の向上に向けて	10
2. 職員の育成と人財確保に向けて	10
3. 健康・衛生管理	11
4. 防災と感染症対策	11
5. 地域との連携	12
6. 苦情処理	12
7. 年間行事計画	12
8. 整備計画	12
高齢者共同生活住宅 こごみ荘	
事業方針・事業内容	13
1. 地域との交流	13
2. 安全対策と協力体制	13
3. サービスの質の向上	13
4. 住み替えの支援	13
5. 年間行事計画	14
6. 整備・修繕計画	14

[経 営 理 念]

私たちは、人生の最終章を生きる人たちと共に、長寿であることを喜び、倫理感を持って利用者の想いを汲み、一人の「人」としての人格を尊重し、高品質且つ専門性を駆使したサービスを提供します。

[基 本 方 針]

生活の継続性とその人の自立支援を最優先に、持てる力を引き出し「生きる」意欲を高め、「安心・安全」が担保されて、楽しく、明るく暮らせるように心を尽して介護します。

[運 営 方 針]

信頼と相互理解をもとに「和」して協力、「報・連・相」を実践します。

[事 業 方 針]

2000年にスタートした介護保険制度は20年が経過しました。この間、地域包括ケアシステムの推進をはじめ、多くの見直しが行われてきました。

その一方で、介護の担い手不足は全国的にも深刻な状況で、事業の停滞・縮小をはじめ、維持・継続も危ぶまれており、人財確保・職員の定着と育成を目的に環境改善を図ります。

少子高齢化が益々進み、3人に1人が65歳以上となる2025年問題。さらには1.5人の現役世代が1人の高齢者を支える2040年問題を抱えているなか、地方は都市部に比べそのスピードは加速してきています。

むかわ町においては、人口及び世帯数共に年々減少傾向にあり、特に震災後の減少が顕著に見られ高齢化率は41.4%（令和2年10月末実績）となり、認知症の方、独居・夫婦世帯が全国平均より多いのも特徴です。第8期介護保険計画・高齢者保健福祉計画の基本テーマである「誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる町づくり」の実現に向け、重点的な取組に掲げられている「高齢者住環境の整備」に向け、むかわ町と協議を重ね、施設整備方針・計画の策定を8期計画で行いたい。

また、むかわ町から指定管理を受けている高齢者グループホームふきのとう、高齢者共同生活住宅ごみ荘については、10年目を迎え繰入資金の回収も課題となっているなか、老朽した設備更新及び受託事業の継続についても協議していきます。

1 適正な財務管理の推進と情報開示

社会福祉法人としての財務管理を適正かつ効率的に進め、健全な経営に努めます。また、制度改正等の動向に注視し、情報収集に努め収入・支出に配慮した予算管理を行います。

社会福祉法人が開示を義務付けられている財務諸表、現況報告書等のもとより、法人・施設の特色・PR等についてホームページを活用し、学生・求職者・利用希望者等、多くの人々が求める情報を提供できるように、定期的な更新と情報発信をします。

2 職員の定着と育成及び人財確保

職員一人ひとりが将来の目標・希望を持てるように、就業規則・給与規程の見直しを行い、職員の定着と採用職員の増加を目指します。加えて、現任職員の育成・資質向上に向け専門研修の受講促進と資格取得支援を継続的に行います。また、現場を支える中間層の育成、育児と仕事の両立と短時間勤務等の多様な働き方の推進により、偏りの少ない安定的な職員構成を目指していきます。

また、働きながら介護福祉士国家試験受験資格を得られる研修支援体制として、むかわ町の助成制度を活用し、介護職員実務者研修受講の推進を図るとともに、新卒者の積極的採用に努めます。

3 リスクマネジメントと感染症発生・災害時の体制

施設・事業所での事故・ヒヤリハットの事例を個別的・統計的に分析し、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルにより予防能力を強化するとともに、安全対策担当者を定め事故防止に努めます。

大規模災害や新型コロナウイルスが発生する中で、万が一災害や感染症が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう、研修・訓練（シミュレーション）を実施するとともに、業務継続計画（BCP）策定に着手します。

[事業内容]

1 組織の連携強化

多様な局面を迎えている高齢者福祉、介護保険事業並びに公益的事業においては、法人役員、評議員、各委員会委員及び事務局ともども共通する諸問題に対応するため、相互の連携強化を図り、公平且つ厳正に法人経営を行ないます。

- (1) 理事会の開催（概ね年6回）
- (2) 評議員会の開催（定時、及び必要時）
- (3) 監事監査の実施（5月、8月、11月、2月）
- (4) 第三者委員会の開催（年1回及び必要時）
- (5) 評議員選任・解任委員会の開催（定時及び必要時）

(6) 各種情報の提供（随時）

2 地域における公益的な取組について

- (1) 特養における低所得者、生活困難者に対する利用者負担の軽減事業を継続していきます。
- (2) 特養の行事である「盆踊り」は地域と協働し、住民が自由に参加できる交流事業であることから、継続していきます。
- (3) むかわ町社会福祉協議会の「ふれあい広場」開催にあたり、職員の派遣を行います。
- (4) 認知症サポーター養成講座等への講師派遣、地域の福祉活動への協力を行います。
- (5) 公益事業である高齢者共同生活住宅ごみ荘へ、人的支援を行います。
- (6) 職場体験学習への協力として、小学生の職場見学、中学生の職場体験、高校生のインターンシップをはじめ、ボランティア支援等に対し積極的に協力します。
- (7) 地元鶴川高校との介護講座の継続と地域の福祉活動への協力を行うとともに、専門職による相談支援体制及び介護に関するPR活動に努めます。

3 研修の推進

社会福祉法人制度改革により、経営組織の在り方、運営の透明性の確保、評議員会と理事会の役割等、大きくその仕組みが変わりました。

北海道社会福祉協議会、社会福祉法人経営者協議会等の研修会に、役員・評議員の受講を促し、社会福祉法人制度と介護保険制度の理解を深めます。

また、理事会・評議員会を通し、各種情報提供を行います。

4 ハラスメント対策

ハラスメント行為防止の指針に基づき、相談窓口を設置し適切に対処します。

[事業方針]

令和3年度報酬改定において改定率+0.70%となっていますが、特養における基本報酬は、栄養マネジメント加算、口腔衛生管理体制加算が本体報酬へ包括されたため実質プラスにはなっていない状況です。

合わせて「科学的介護の推進」として、厚生労働省のデータベースLIFEへ利用者のADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等に係る指定様式に基づいたデータの提出が求められ、そのフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上が必要となりました。新たなシステムの導入から見えてくることは、アウトカム評価の導入であり、要介護状態の改善・悪化の防止といった成果を上げた場合には多くの加算が得られる仕組みの第一歩であり、制度改正・報酬改定の内容を理解し、算定可能な加算を取得し収入増を図ります。

また、念願であった食費の基準費用額の見直しが実現し53円/日、上がります。ただし、負担限度額認定更新のタイミングである8月からの適用となります。合わせて負担限度額の見直しが予定されており、自己負担額が大幅に増加する方も出てきます。しっかりとした説明が必要です。

新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を継続し、状況を見ながら新規入所（特養・短期）の受入れ、面会の方法についても見直しを行いながら対応します。

1 科学的介護の推進

- (1) LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用を図るため、補助金を活用した介護ロボットを含めた有効なICT機器（情報通信技術）の追加導入を行います。
- (2) LIFEによるフィードバックを活用したPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を図り、アウトカム評価に向けた体制を構築します

2 利用者本位のサービス提供

- (1) 質の高い個別ケアの提供（看取りケア、医療的ケア、認知症ケア、栄養ケア、経口摂取・口腔ケア、排泄ケア、褥瘡ケア、機能訓練）
- (2) 人権の尊重（身体拘束・虐待防止、プライバシー保護、接遇マナーの向上）
- (3) 安心・安全の確保（事故防止、感染症予防、災害対策、防犯対策、ハラスメント防止）

3 地域貢献に努めます

- (1) 地域の団体、行事等への積極的な協力と参加
- (2) 地域に向けた研修会、講座の開催、地元小学校・中学校・高校・各種団体・ボランティア等の受け入れ及び「福祉・介護」のPR活動の一環として出前講座等の企画・提案

[事業内容]

1 稼働率向上の経営

待機者の減少、職員の離職に加え職員の採用が思うようにできず、定員80人に対し80%を想定しています。前年度後半より夜勤体制を3名とし、2階にウェートを置いた介護体制へ変更しました。

コロナ禍の影響もありますが、退所時から新規入所までのロスを少なくするよう、待機者には短期入所の体験的利用を推進し、円滑に入所できるよう努め実績増を図ります。特に入院者の状況を的確に判断し、早目の入所を働きかけるとともに、新規の短期入所利用者の受入れについても、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら判断して参ります。

さらに介護職員の採用を増加させることにより受け入れ人員の増加に直結することから、多様な求人形態の活用と、職員のネットワークを生かした求人活動を継続していきます。

負の連鎖が広がらぬように、具体的な数値目標を実実績60人、稼働率93.75%とします。

2 各種会議の実施

施設運営標準化の推進、特定問題を解決するための意見や情報交換と、共通の理解、また、その共有化を図り実践に移して行くための各種会議を開催します。さらにサービス向上の為に積極的な活動を行ないます。

- (1) 管理職会議
- (2) 運営会議・給食運営会議
- (3) 全体会議
- (4) リーダー会議
- (5) フロアー会議
- (6) グループ会議
- (7) サービス担当者会議

3 各委員会活動の実施

施設のサービス向上並びに施設で抱えている諸問題の調査研究、施設職員の向上等を図るため、次の委員会を設置し活動を行ないます。

- (1) 相談（苦情）解決対応委員会
- (2) 入居検討委員会
- (3) 感染症対策委員会
- (4) 事故・拘束・虐待防止検討委員会
- (5) 広報渉外委員会
- (6) アクティビティサービス推進委員会
- (7) 排泄・褥瘡検討委員会
- (8) 医療的ケア対策推進委員会

4 研修・学習事業の推進

社会福祉法人、老人福祉施設をめぐる諸問題の理解と、その対応を見出すとともに、施設職員としての向上、技術の研鑽、意識改革等を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため、外部研修は必要時以外控え、オンライン研修の受講を勧めていきます。

(1) 新任職員研修

チューター制度による新任職員研修、職種に応じた外部研修。(介護職員初任者研修等)

(2) 職員内部研修計画

	研修内容	担当
4月	研修学習：事業計画・収支予算・法令遵守等について	施設長、総務
5月	研修学習：身体拘束防止について 専門研修：内容未定	事故・拘束・虐待防止検討委員会
6月	研修学習：食中毒防止について 専門研修：内容未定	感染症対策委員会 管理栄養士
7月	研修学習：事業報告・決算報告について 専門研修：虐待防止について	施設長、総務 事故・拘束・虐待防止検討委員会
8月	研修学習：内容未定 専門研修：褥瘡予防について	排泄・褥瘡検討委員会
9月	研修学習：事故予防について 専門研修：介護技術について	事故・拘束・虐待防止検討委員会 介護士主任・副主任
10月	研修学習：職員の健康管理について 専門研修：疾病対応について	安全衛生委員会 医務
11月	研修学習：身体拘束防止について 専門研修：看取り介護について	事故・拘束・虐待防止検討委員会 相談部門、看護職員
12月	研修学習：感染症防止について 専門研修：内容未定	感染症対策委員会 未定
1月	研修学習：事故予防について 専門研修：口腔ケアについて	事故・拘束・虐待防止検討委員会 介護職員、看護職員
2月	研修学習：ハラスメント予防について 専門研修：排泄について	総務 排泄・褥瘡検討委員会
3月	研修学習：サービス自己評価の検証 専門研修：非常災害対応について	研修委員会 相談部門

記載内容以外の研修も随時取り入れて開催。(ネット配信研修の活用等)

(3) 外部研修計画

研修内容	職種
栄養士会研修会	管理栄養士
介護職員専門研修	介護士
認知症介護実践者研修	介護士
認知症介護実践リーダー研修	介護士
日胆地区老人福祉施設協議会研修	全職種
集団給食施設栄養士・調理員研修会	管理栄養士、調理員
老人福祉施設研究発表会	全職種

全国老人福祉施設研究会議	全職種
カントリーミーティング	全職種
全国老人福祉施設大会.	全職種
感染症対策研修会	感染症対策委員会
身体拘束廃止推進委員研修会	介護士、相談員等
老人福祉施設長研究セミナー	施設長
施設長専門研修	施設長
看護師専門研修	看護師
看取りケア研修	相談員、介護支援専門員、介護士、看護師
初任者研修	介護士
実務者研修	介護士
雇用管理責任者講習	総務

(4) 自主研修の推進

研修案内の掲示による自主的参加の推進と個々の向上・資格取得に向けた研修支援。

5 相互協力による介護サービスの提供

介護職員の人財不足により、日常の様々な介護サービスに支障を来している状況となっています。しかし、介護サービスの質が少しでも下がらないよう介護職員のみならず、相談支援職員、看護職員など他職種も協力しながら、個人のニーズに合わせたサービスを提供していきます。

また、報酬改定で介護サービスの質の評価と科学的介護推進により、自立支援・重度化防止の取り組みが求められています。加算取得のためにも、利用者の基本情報、アセスメントを整理し、根拠に基づいた介護を進めていきます。

- (1) 各職種との連携
- (2) 各種会議の開催
- (3) 介護業務の見直し
- (4) 利用者様個々のADL把握
- (5) 重度化防止のアセスメント

6 看取りケアへの取り組み

終末期に入った利用者が、本人、家族の意向により最期を施設で迎える場合、安らかに過ごせるようにケアを提供していきます。協力医療機関、医師、施設の各職種で連携を図り、ご本人、ご家族の身体的、精神的苦痛の軽減に努めます。また、看取り後にカンファレンスを行い、死生観の理解と教育につなげていきます。

- (1) 本人、家族への説明と同意
- (2) カンファレンスの開催
- (3) 他職種連携と情報の共有、伝達
- (4) 看取りケア研修の参加
- (5) 経過観察記録

7 健康・感染予防

利用者の日常の健康状態・疾病を把握し、医療機関と協力しながら体調管理、心身の安定に努めます。また、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症予防に取り組んでいきます。急変時の対応にはオンコール体制により、処置、受診を行います。

- (1) 身体的状況、精神的状況の把握
- (2) バイタルチェックと処置
- (3) カンファレンスの開催と情報共有
- (4) 医療機関との連絡調整
- (5) 嘱託医の回診、受診、入退院の対応
- (6) 看取り期の対応
- (7) 健康診断、予防接種の実施（インフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルス）
- (8) 感染予防への取り組みと対応方法の実践
- (9) ドクターメイトによる医療相談

8 リハビリと余暇活動

個別リハビリ、集団リハビリを通して、廃用症候群の予防と改善、気分転換と身体的な機能回復と保持に努めていきます。

- (1) 利用者の個別計画、実践、評価の実施
- (2) ゲーム等、気分転換と身体的な機能回復と保持
- (3) グループ内での離床により集団リハビリの実施
- (4) 各種クラブ活動の活用

9 食事の取り組み

食事は、利用者の生活の中で大きな楽しみであると共に、心身の健康維持のために欠かすことのできないものです。栄養を考慮した食事、利用者の個々の身体状況に応じた食事形態、嗜好に合わせた食事の提供はもちろんのこと、個別の栄養ケア計画を作成し、個々の栄養・身体状態の把握、食事に対する意向を踏まえながら、きめ細やかな食事サービスを提供していきます。

定期的に行事食を開催することで、外出される機会の少ない利用者の楽しみの場となるような機会を設けていきます。また、看取りの方に向けて負担が無く、好んで食べていただけるものを提供し、最期の時まで充実した生活が送れるように、職種間の連携を密にしていきます。

食中毒防止のために食品衛生には細心の注意を払い、衛生管理を徹底し、安全で衛生的な食事を提供できるよう努めます。

- (1) 利用者個々の栄養ケア計画を作成し、他職種連携のもと栄養状態の把握、改善を図っていきます。
- (2) 利用者の身体状況、嗜好等を配慮し、献立を作成します。
- (3) 利用者の健康状態にあった食事形態（常食、荒きざみ食、ソフト食）で提供します。
- (4) 定期的な行事食について検討し、利用者が自分の好みで料理を選び食べていただく機会を持ちます。
- (5) 年に1度聞き取り調査を行ない集計分析し、嗜好、食事量、場所、時間等を検討します。
- (6) 最期の時まで、負担無く経口摂取が続けられるよう提供食事内容などについて、職種間で綿密に連携をとり、負担の軽減と満足感の維持に繋がられるよう努めます。

10 年間行事計画

月	行 事 予 定
4月	苑内清掃（居室、サンルーム、癒しの間）
5月	花壇作り、苑内清掃（廊下、トイレ、ホール、共有）
6月	防災訓練（町内会合同夜間訓練）
7月	苑内清掃（ガラス、窓枠）
8月	盆踊り、盆供養、苑内清掃（居室、サンルーム、癒しの間）
9月	敬老会（むかわ町、慶寿苑）、苑内清掃（廊下、トイレ、ホール、共有、便器）
10月	防災訓練
11月	むかわ町文化祭出品・見学、利用者健康診断、苑内清掃（居室、サンルーム、癒しの間、事務室）
12月	もちつき、クリスマス会、苑内清掃（廊下、トイレ、ホール、共有、管理棟）、年取り
1月	新年会
2月	開苑記念日、節分豆まき
3月	自主防災訓練
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ お好み昼食の日（毎月第2水曜日） ・ ふれあい喫茶（毎月第3週木曜日） ・ 移動売店（毎週木曜日） ・ 理美容日（毎月第2火曜日）

11 感染症や災害への対応力強化

- (1) 火災等の災害から利用者の安全を守るため年3回（内1回は自然災害を想定）防災訓練、避難訓練を実施します。訓練には、町内会の方々にも協力を呼びかけ、地域の協力と連携のなかで総合的な訓練を行い、併せて防災意識の向上と防災知識を学びます。
- (2) 防災体制の強化～マニュアルの見直しと地震等災害発生時の避難救助体制を周知徹底します。
- (3) 日常生活での防災周知～タバコ・ガス等火の始末、管理を徹底します。
- (4) 感染症予防のための、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練を行います。
- (5) 業務継続に向けた計画（BCP）の策定。

12 整備計画

今年度について、介護ロボット補助事業が発出されれば、見守り支援機器の導入を予定とし、緊急の修繕等が発生した場合は理事会等で検討してまいります。

一方、第8期介護保険計画・高齢者保健福祉計画に基づき、将来のむかわ町における人口推計、必要介護サービス量及び介護人財確保対策について協議を行いながら、施設整備方針・計画の策定を8期計画で行いたい。

- (1) 什器備品
 - ①見守り支援機器（介護ロボット補助事業にて購入予定）
 - ②パソコンの更新（3台／6台、Windows7サポート終了に伴う）予定
- (2) 固定資産の整備
- (3) 改修・修繕等
 - ①エレベーターバッテリー交換
 - ②非常用発電機蓄電池交換

高齢者生活交流センター「ひだまりの里」
高齢者グループホーム ふきのとう
(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)

[事業方針]

「住み慣れた地域」において「家庭的な雰囲気」で、安心と尊厳を保ちながら食事、入浴、排せつなどの日常生活のお世話、機能訓練を行い、心地好い環境づくりを目指します。

報酬改定においては、基本報酬が3単位～4単位上がりました。科学的介護の推進としてLIFEに求められている加算は1つしかありませんが、新たなシステム導入に対応できる体制をつくります。また、口腔・栄養状態を確認し個々の介護計画に反映させるとともに、特養の管理栄養士の協力を仰ぎ、日常的な栄養ケアに係る技術的な助言・指導を受けられる体制をつくり、食事における栄養面での向上を図ります。

[運営方針]

「ゆったり、ゆっくり、共に生きる」

住み慣れた地域で、一人ではなく、皆で支え合い「絆」で生活し、心地好い環境づくりを目指します。

[事業内容]

1 サービスの向上

利用者の尊厳を守り、利用者一人ひとりの状態に適した介護計画のもとで、プライバシーを尊重し、生活リズムに合わせた介護サービスを提供できるよう努めていきます。

また、住み慣れた地域で、認知症があっても、一人の人として、安心して、共に支え合いながら生き生きと楽しく暮らせるよう支援いたします。

感染対策の徹底を図り感染防止（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス）を今年度の重点目標とします。また、新たに個々の口腔・栄養状態について確認し向上を目指します。

- ① 感染対策は、シミュレーションを含めた内部研修を実施する。
- ② 当ホームはオール電化であり、停電時の対策としての発電機を使用した訓練を行います。
- ③ 口腔の健康状況、栄養状態の確認と向上を図ります。

2 職員の育成と人財確保

認知症介護基礎研修・実践者研修・実践リーダー研修・認知症対応型サービス事業管理者研修等、認知症ケアに係る外部研修の受講を推進するとともに、認知症介護のスキルアップ（介護技術向上）を目的に、施設内研修を行いながら職員の育成に努めます。

(1) 外部研修計画

研修内容	職種等
防火管理者研修	管理者
認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修等	介護士
管理者研修	管理者
計画作成担当者研修	計画作成担当者
リスクマネジメント研修、感染症対策研修会、認知症グループホーム協会研修、身体拘束・虐待防止に関する研修、その他	全職員

(2) 内部研修計画

	研修内容	開催	備考
4月	事業計画・収支予算・法令遵守等について・	ふきのとう会議	センター長
5月	認知症の理解について	ふきのとう会議	管理者
6月	リスクマネジメント（事故防止）	ふきのとう会議	管理者
7月	食中毒防止・衛生管理について 身体拘束・虐待防止、職員のマナー向上	ふきのとう会議	感染症対策係 管理者
8月	認知症の理解について	ふきのとう会議	全職員
9月	サービス自己評価の実施	ふきのとう会議	全職員
10月	身体拘束・虐待防止、職員のマナー向上	ふきのとう会議	管理者
11月	感染症防止について（ノロウイルス、インフルエンザ等） 外部評価の受審	ふきのとう会議	感染症対策係、全職員 管理者、職員
12月	認知症の理解と事故防止について	ふきのとう会議	管理者
1月	身体拘束・虐待防止、職員のマナー向上	ふきのとう会議	管理者
2月	感染症防止について（ノロウイルス、インフルエンザ等）	ふきのとう会議	感染症対策係、全職員
3月	認知症の理解について	ふきのとう会議	管理者

コロナ禍により、外部研修への参加が見通せないなか、配信動画等によるオンライン研修の有効的活用。

(3) 人材確保

特養同様に大きな課題となっています。法人本部及び特養とともに多様な求人形態を活用するとともに、職員のネットワークを生かした求人活動を継続していきます。

また、グループホームとはどんなところなのか、どんな仕事をしているかなど、求人情報とともに業務内容を知ってもらうための施設見学の実施等も含め情報発信を行います。

3 健康・衛生管理

- (1) 利用者一人ひとりの日常の健康状態・疾病を把握し、体調管理に努め、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- (2) 食事は利用者の生活の中で大きな楽しみであると共に、心身の健康維持のために欠かすことのできないものです。栄養面や利用者個々の身体状況に応じた食事形態、嗜好に合わせた対応をしていきます。また、特養の管理栄養士による栄養・食生活に関する助言や指導を受けられる体制を整えます。
- (3) 定期受診を通し、日常の健康管理に留意しながら、状態の変化に対応できるよう利用者個々の主治医並びに協力医療機関との連携を図ります。
- (4) 利用者、職員、来訪者に対し、検温、手洗い・消毒・うがいの励行を周知し、新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等様々な感染症の防止に努めます。
- (5) 施設内外の整理整頓・居室の清潔保持など住環境の整備や利用者の身だしなみへの心遣いに努めます。

4 防災と感染症対策

年3回（内1回は自然災害を含む自主訓練）の消防訓練等を通して各種防災に対し、職員への周知徹底を図るとともに意識を高め、ホットラインテストの際には、自主的に避難訓練を行っていきます。

事故発生時には、速やかに身体状況の確認を行い、必要に応じ協力医療機関へ受診するなど適切に対応いたします。合わせて利用者家族、管理者、関係職員及びむかわ町に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともに、生活環境や介護方法の改善に努め、事故予防と事故防止体制の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染対策を徹底し感染防止対策物品等の整備、感染対策訓練を行います。

5 地域との連携

運営方針に基づき、買い物や散歩など普段の活動はもとより、町内行事・イベント、自治会行事への参加、近隣事業所との交流活動等（高齢者共同生活ごみ荘、ひまわり保育園）を行い、地域に根ざしたホームを目指します。なお、「運営推進会議」では、自治会長、町の担当課職員も委員となっ
ていただき、概ね2か月に1回、運営状況について報告し、助言等をいただいています。一番身近な
地域の方々の協力が不可欠であり、自治会との協力体制強化に努めます。

むかわ町並びに地域の団体等から認知症に対する講演、研修講師等の依頼があった場合は、積極
的に協力し、地域の方々に認知症の理解を深めていただけるように努力いたします。

6 苦情処理

利用者及びその家族から苦情を受けた場合は、その内容を把握し、迅速かつ適正に対応します。ま
た、解決が困難な場合は、法人が設置する第三者委員会に申し立て速やかに解決を図るよう努めます。

7 年間行事計画

月	行 事 予 定
4月	町内めぐり
5月	観桜会、運営推進会議、いちご狩り
6月	防災訓練、お好み外出
7月	ショッピング（外食）、運営推進会議（野外食）
8月	慶寿苑盆踊り参加
9月	敬老会（むかわ町）、敬老の日食事会、運営推進会議
10月	ショッピング（外食）
11月	むかわ町文化祭見学、運営推進会議（夜間を想定した防災訓練：自治会の協力）
12月	クリスマス会食事会、年取り、大掃除、ショッピング（外食）、運営推進会議
1月	新年会、初詣、出初め式
2月	防災訓練（自主訓練）、節分豆まき、運営推進会議
3月	ひな祭り（食事会）
備 考	誕生会、喫茶、花壇整備、収穫祭、野外食、ふまねつと運動 社会福祉協議会主催行事の参加（ふれあい広場、なかよし広場） ひまわり保育園・ごみ荘との合同行事 ボランティアによる支援事業（書道クラブ） ※ホーム内消毒（毎週日曜日）、美容（カット）は概ね2か月に1回（むかわ町内美 容室にカット依頼）

8 整備計画

(1) 自己財源事業

- ①食器、調理器具の更新
- ②居室カーテンの更新
- ③オンライン研修用モニターの整備
- ④新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症防止に係る必要物品の整備
- ⑤非常食の整備

(2) むかわ町予算事業

(3) 助成・支援事業

[事業方針]

入居者の主体性を尊重し、日々その人らしい生活がおくれるよう、入居者個々の趣味・嗜好を活かせる環境づくりを行っていきます。行事はもとより、地域やグループホームふきのとうとの交流を図りながら、生活の楽しみとなるよう催し物を企画していきます。

また、暮らしていく中で高齢化や疾病等により介護が必要となることも多くありますが、サービス事業者と協力しながら生活の維持を図っていきます。介護の需要が大きくなったときは住み替えも視野に入れ、相談、対応させていただきます。

[事業内容]

1 地域との交流

隣接するひまわり保育所、宅老所日和、高齢者グループホームふきのとうなど、自治会、地域の皆様との交流を図ってまいります。

保育園や小学校、サークル団体等との交流の機会を設け、地域の方々が訪問しやすい明るい雰囲気作りを心がけます。

交流広場を各スポーツ団体に利用していただけるよう、環境整備を行い、受け入れを行っていきます。

2 安全対策と協力体制

(1) 手指消毒、マスク着用を励行し、新型コロナウイルス感染症予防に努めていきます。

(2) 消防署、防災設備会社のご協力をいただきながら避難訓練を行い、防災意識を高めていきます。

非常災害時には、隣接するグループホームふきのとう並びに特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑と連携を図り、法人としての協力体制を確立していきます。

3 サービスの質の向上

役職員、入居者、入居者家族、町職員等からなる運営懇談会を開催し、皆様からの率直な意見をいただき、運営の透明化、サービス向上に努めます。また、広報誌、ホームページ等で積極的に情報開示を図ります。

4 住み替えの支援

常時の見守り・介護が必要となり、こごみ荘での生活の維持が困難となった場合には、むかわ町、担当ケアマネ、各サービス事業者、ご本人、ご家族と十分に相談・協議しながら対応します。

また、隣接する「グループホームふきのとう」及び「特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑」への早目の入居・入所の申込も含め、円滑な住み替えができるよう配慮しながら対応いたします。

5 年間行事計画

日々の生活で楽しみを感じられるよう、行事を企画し、実施していきます。

月	行 事 予 定
4月	
5月	炭火焼
6月	
7月	町内ショッピング
8月	慶寿苑盆踊り見学、炭火焼
9月	敬老会
10月	避難訓練
11月	
12月	クリスマス会
1月	新年会 寝たきり予防教室
2月	町内ショッピング
3月	運営懇談会
備 考	

6 整備・修繕計画

- (1) 自己財源事業
- (2) むかわ町予算事業
- (3) 助成・支援事業